

【協議第 3 号】

匝瑳市地域公共交通網形成計画策定業務委託における事業者選定について

議案説明

匝瑳市地域公共交通網形成計画を策定するにあたり、調査業務の実施事業者を選定する必要があります。

選定方法につきましては、当該業務の内容が高度な専門性が求められることから、価格によって決定する競争入札方式ではなく、技術的に最適な者と契約する公募型のプロポーザル方式を予定しています。

つきましては、匝瑳市地域公共交通網形成計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領を制定したうえで審査会を開催し、技術的に最適な者と委託契約をしようとするものです。

本来であれば皆様にお集まりいただき、お諮りしたうえで決定するべきところでございますが、【資料 9】にもありますように、補助金の交付決定後、速やかに委託契約を締結する必要がありますので、事務局より提案した案を書面協議させていただきますたく存じます。

事務局からは、次のとおり提案いたします。

1 選定方法

公募型プロポーザル方式による選定

2 主な公募要件

(1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 5 条第 1 項に規定する、地域公共交通網形成計画の策定業務の実績を有するもの

(2) 匝瑳市建設工事等入札参加業者資格者名簿に登録されている者

3 手続きフロー

公募 ⇒ 質疑 ⇒ 企画提案書提出 ⇒ プレゼンテーション審査

4 手続き開始時期

5 月中

5 審査方法

審査委員会において基準に基づき審査を行う

6 審査委員会

会長、副会長、匝瑳市関係課長